

# 寄附金の使い道

皆様からいただいた寄附金の使い道は、寄附申込みの際に指定することができます。皆様の遠軽町への思いからご選択ください。また、寄附金の使い道の指定がない場合は、「遠軽町ふるさと振興資金」として、遠軽町のまちづくりの指針となる『第2次遠軽町総合計画』のまちづくりの大綱（基本方針）に基づき活用されます。

## 01 遠軽町ふるさと振興資金

- ▶ 街路や公園の維持管理事業
- ▶ 道路の除雪対策事業
- ▶ 町営バスの運行事業
- ▶ ごみの収集や処理場の管理、リサイクル推進事業
- ▶ 消防救急体制の整備、防災対策推進事業など

## 02 遠軽町産業振興資金

- ▶ 農林業の担い手や後継者の確保対策事業
- ▶ 商工業者への融資利子補給や商店街への助成事業
- ▶ 観光施設の維持管理事業や各種イベント事業
- ▶ 雇用の創出と企業誘致促進事業など

## 03 遠軽町福祉振興資金

- ▶ 高齢者住宅改造助成、高齢者バス乗車助成事業
- ▶ 高齢者や障がい者利用施設の管理運営事業
- ▶ 乳幼児や妊婦の健診、予防接種事業
- ▶ 保育所や児童館の管理運営事業など

## 04 遠軽町教育振興資金

- ▶ スポーツ合宿や各種大会への誘致助成事業
- ▶ 文化団体や体育団体への活動助成事業
- ▶ 小中学校の管理運営事業
- ▶ 私立幼稚園への就園奨励事業
- ▶ 奨学資金貸付事業
- ▶ 芸術文化交流プラザ振興事業など



# ふるさと納税って？

「生まれ育ったまち」や、「応援したいまちづくりをするまち」など、住んでいる自治体以外の自治体に対して寄附し、確定申告など所定の手続きをすることで所得税や個人住民税から寄附額の2,000円を超える部分が控除されます(ただし、支払うべき税額の一部が控除となります)。税金の行き先を自らの意思で決めることができるため、「ふるさと納税」と言われています。

## ▼申込みの流れ

### STEP.01

#### 申込み



- ▶ インターネット  
インターネットの、遠軽町ふるさと納税寄附金申込みフォームからお申込みください。
- ▶ 郵送またはFAX  
寄附申込書に必要事項を記入の上、郵送またはFAXで遠軽商工会議所にお申込みください。

### STEP.02

#### 払込み



- ▶ クレジット決済  
お申し込み時に、「クレジット決済」を選択してください。
- ▶ 郵便局またはゆうちょ銀行で決済  
お申し込み時に、お支払い方法を「郵便振替」とご選択いただくか、郵送またはFAXでお申込みください。(手数料無料)

### STEP.03

#### 寄附金受領証明書等の送付



- 寄附いただいた皆様に、遠軽町から「寄附金受領証明書」を発送します。「寄附金受領証明書」は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ※クレジット決済の場合は、証明書の発行まで、3週間程度掛かります。

### STEP.04

#### 返礼品の発送



- 遠軽町から返礼品を発送させていただきます。
- ※発送に多少時間がかかる場合がございますので、ご了承願います。

### STEP.05

#### 確定申告とワンストップ特例制度



- 所得税と住民税の寄附金控除を受けるためには、遠軽町が発送した寄附金受領証明書を添付して、最寄りの税務署等での確定申告が必要となります。期間内に必ず確定申告をしてください。
- ※なお、ワンストップ特例制度をご利用の方は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」および所定の資料を提出してください。

